

# 青森県報

第四千三百三十六号

平成二十九年  
八月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 特定行為業務の登録.....(高年齢福祉保険課) 一
- 障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課) 一
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始.....(監理課) 一

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課) 二
- 右 同.....(同) 三

### 出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任.....(西北地域県民局) 四
- 土地改良区の役員の退任.....(上北地域県民局) 四

## 告 示

### 青森県告示第五百七十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第五百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇一 一八六	〇三〇〇一 平成 二九・七三	医療法人 白鷗会	青森市大 字羽五の 二沢田	まちだ ホームサ ール	青森市大 字羽五の 一〇四八	平成 二九・八 一	訪問介護
〇三〇〇二	〇三〇〇二	医療法人 白鷗会	青森市大 字羽五の 二沢田	まちだ ホームサ ール	青森市大 字羽五の 一〇四八	平成 二九・八 一	居宅介護

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	所在地	指定年月日
一般社団法人 uscamp	むつ市小川町二 丁目一九の一	生活介護	一般社団法人 uscamp	むつ市大字関根 字名子三六八の 二五	平成 二九・八 一	
社会福祉法人 阿闍羅会	南津軽郡大鰐町 大字三ツ目内字 水沢出口一七	共同生活 援助	グループ ホームさく ら	南津軽郡大鰐町 大字虹貝字篠塚 三三の二五	〃	

### 青森県告示第五百八十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用又は使

用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

青森県

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

一般国道二七九号改築工事（むつ南バイパス・青森県むつ市大字田名部字土手内内から同市大字田名部字内田内まで及び同市大字田名部字赤川ノ内並木地内から同市大字奥内字大室平地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び農業用道路付替工事

3 収用又は使用の手続を開始する土地

イ 収用の手続を開始する土地

青森県むつ市大字田名部字斗南岡、字内田及び字赤川ノ内並木並びに大字奥内字大室平地内

ロ 使用の手続を開始する土地

青森県むつ市大字田名部字内田及び字赤川ノ内並木並びに大字奥内字大室平地内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

むつ市役所

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハルル樹木

弘前市大字樹木五丁目七の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スコール

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中廣

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	変更なし	
未定	株式会社ティーアンドティー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 増田宗昭	平成 二元・九・二五
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年六月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年八月十四日から同年十二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハルル樹木

弘前市大字樹木五丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スコール

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大 中 廣

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
-----	-------	-------	-------

大規模小売店舗の設置に関する事項	三〇台(位置は、届出書添付図面のとおりに)	位置変更のみ、収容台数は変更なし(位置は、届出書添付図面のとおりに)	平成 二九・九・五
------------------	-----------------------	------------------------------------	--------------

大規模小売店舗の営業方法に関する事項	株式会社サンデー 午後七時五分 閉店時刻 午後八時五分 株式会社サンデー 午後七時五分 閉店時刻 午後八時五分 株式会社サンデー 午後七時五分 閉店時刻 午後八時五分 株式会社サンデー 午後七時五分 閉店時刻 午後八時五分	株式会社サンデー 午後七時五分 閉店時刻 午後九時 株式会社サンデー 午後七時五分 閉店時刻 午後九時 株式会社サンデー 午後七時五分 閉店時刻 午後九時	
--------------------	--	--	--

大規模小売店舗の営業方法に関する事項	株式会社佐藤長 午後八時五分 閉店時刻 午後九時五分 株式会社佐藤長 午後八時五分 閉店時刻 午後九時五分	株式会社佐藤長 午後九時 閉店時刻 午後九時	
--------------------	--	---------------------------	--

大規模小売店舗の営業方法に関する事項	午後六時三十分から午後九時五分まで 閉店時刻 午後九時五分	午後六時三十分から翌午前零時三十分まで 閉店時刻 午後九時	
--------------------	----------------------------------	----------------------------------	--

大規模小売店舗の営業方法に関する事項	一か所(位置は、届出書添付図面のとおりに)	二か所(位置は、届出書添付図面のとおりに)	
--------------------	-----------------------	-----------------------	--

届出年月日	平成二十九年六月三十日		
-------	-------------	--	--

届出書及び添付書類の縦覧場所	青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所		
----------------	----------------------	--	--

期 間	平成二十九年八月十四日から同年十二月十四日まで		
-----	-------------------------	--	--

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、五所川原市南部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年八月十四日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員別の	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
------	----	-----	------------

理事	今 勇一	五所川原市大字高野字柳田一八一	平成 二九・七三就任
〃	木村 清一	〃 大字漆川字清水流一の一	二九・七六退任

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年八月十四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員別の	氏名	住 所	退任の年月日
監事	新山助十郎	一 上北郡東北町大字大浦字明堂向一三八の	平成二九・六三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭